指導監査基準(指定児童発達支援)

○根拠法令

「児福法」=児童福祉法(昭和22年法律第164号)

「児福法施行規則」=児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

「都条例139号」=東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第139号)

「都規則167号」=東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第167号)

「障発0330第12通知」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第12号)

「平24厚労告122」=児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

「平24厚労告270」=厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚生労働大臣告示第270号)

「障発0330第16通知」 = 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項 について (平成24年3月30日障発第0330第16号)

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
第1 基本方針 1 一般原則	1 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障がい児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供している		С
	か。 2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場 に立った指定通所支援の提供に努めているか。	(1)都条例139号第3条 第2項	В又はС
	3 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、 区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との連携に努めているか。	(1)都条例139号第3条 第3項	B又はC
	4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	(1)都条例139号第3条 第4項 (2)令和6年5月9日付6 福保障施第501号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」 (通知)	С
2 基本方針	1 指定児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に支援を行っているか。	(1)都条例139号第4条	С

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
第2 人員基準		児福法第21条の5の19 第1項	
1 従業者の員数	1 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)	(1)都条例139号第5条 第1項	С
	(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	(2) 都規則167号第3条 第1項	
	ア 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の総数は、指定児童発達支援の単位 ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童 指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のとおりとなっている か。 (ア) 障がい児の数が10までは、2以上		
	(イ) 障がい児の数が10を超えるときは、2に、障がい児の数が10を超えて5又はその 端数を増すごとに1を加えて得た数以上(「障がい児の数」は指定児童発達支援 の単位ごとの障がい児の数をいい、障がい児の数は実利用者の数をいう。)		
	イ 児童発達支援管理責任者 1人以上		
	(2) (1)の従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合は看護職員をそれぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員(以下、「機能訓練担当職員等」という。)が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。	(2)都規則167号第3条	С
	ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合		
	イ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合		
	ウ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要 とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環とし て特定行為業務を行う場合		

項目			基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
		(3)	(1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	(1)都条例139号第5条 第3項	С
			ア 嘱託医 1人以上		
			イ 看護職員 1人以上	(2)都規則167号第3条 第3項	
			ウ 児童指導員又は保育士 1人以上		
			工 機能訓練担当職員 1人以上		
			才 児童発達支援管理責任者 1人以上		
			※ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、エの機能訓練担当職員を置かないことができる。		
		(4)	(1)アの児童指導員、保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。	(1)都規則167号第3条 第4項	С
		(5)	(2)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)アの児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士になっているか。	(1)都規則167号第3条 第5項	С
		(6)	(1)イの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。	(1)都規則167号第3条 第6項	С
	2	指定	児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)		С
		(1)	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (ただし、40人以下の障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあってはウの栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあってはエの調理員を置かないことができる。)	第1項 (2)都規則167号第4条	
			ア 嘱託医 1人以上		
			イ 児童指導員及び保育士		
			① 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上		
			② 児童指導員 1人以上		
			③ 保育士 1人以上		
			ウ 栄養士 1人以上		
			エ 調理員 1人以上		
			才 児童発達支援管理責任者 1人以上		

項目		基本的な考え方 (観点)	関係法令等	評価区分
		(2) (1)の従業員のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むのに医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	(2) 都規則167号第4条	С
		ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合		
		イ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合		
		ウ 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要 とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環とし て特定行為業務を行う場合		
		(3) (1)と(2)に規定する従業者(嘱託医を除く。)は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。 (ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、合わせて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)		С
		(4) (2)の規定により機能訓練担当相員等の数を含める場合における(1)ア(ア)の児童指導 員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士となっているか。	(1)都規則167号第4条 第4項	С
2 管理者	1	指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援事業所を管理する者(以下「管理者」という。)を置いているか。	(1)都条例139号第7条 第1項	С
	2	管理者は専ら当該指定児童発達支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	(1)都条例139号第7条 第2項	С
3 従たる事業所を設 置する場合におけ る特例	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下「従たる事業所」という。)を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者(児童発達支援センターであるものを除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者になっているか。		С

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
第3 設備に関する基準			児福法第21条の5の19 第2項	
1 設備及び備品等	1	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)		
		(1) 指定児童発達支援事業所は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	(1)都条例139号第9条 第1項	С
		(2) (1)に規定する発達支援室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	(1)都条例139号第9条 第2項	С
		(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りではない。)	(1)都条例139号第9条 第3項	С
	2	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)		С
		(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)は、発達支援 室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童 発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。		
		(2) (1)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。	(1)都条例139号第10 条第2項	С
		ア 発達支援室	(2)都規則167号第5条	
		① 定員は、おおむね10人とすること。	第1号 (3)都規則167号第5条	
		② 障がい児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上とすること。 イ 遊戯室 障がい児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上とすること。	第2号	
		(3) (1)及び(2)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。 (ただし障がい児の支援に支障がない時は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)		С
第4 運営に関する基準			児福法第21条の5の19 第2項	
1 利用定員	1	指定児童発達支援事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。もしくは、主として	(1)都条例139号第15	С
		重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員は5人以上となっているか。 (利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。)	(2)都規則167号第6条	
2 内容及び手続の説 明及び同意	1	指定児童発達支援事業所は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	条第1項	В又はС

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	2	利用者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がい の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基 づき、		С
		ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地	(2)社会福祉法第77条	
		イ 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容	第1項 (3)社会福祉法施行規	
		ウ 当該指定児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	則第16条第2項	
		エ 指定児童発達支援の提供開始年月日	(4)障発0330第12通知 第三の3(2)	
		オ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口		
		を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。		
3 契約支給量の報告 等	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の 内容、契約支給量、その他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を通所給付決定保護者の 通所受給者証に記載しているか。		B又はC
	2	契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	(1)都条例139号第17 条第2項	С
	3	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者 証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。	(1)都条例139号第17 条第3項	С
	4	指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、1から3に準じて 取り扱っているか。	(1)都条例139号第17 条第4項	С
4 提供拒否の禁止	1	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。 なお、正当な理由とは	(1)都条例139号第18条	С
		・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合	(2)障発0330第12通知 第三の3(4)	
		・ 入院治療が必要な場合		
		・ 当該事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合		
		等をいう。		
5 連絡調整に対する 協力	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について区市町村又は相談支援事業を 行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。	(1)都条例139号第19 条	С
6 サービス提供困難 時の対応	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		С
7 受給資格の確認	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、その者の提示する通所 受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、通所給付決定を受けた 指定通所支援の種類、支給量等を確かめているか。		С

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
8 障害児通所給付費 の支給の申請に係 る援助	1	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		С
	2	指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。		С
9 心身の状況等の把握	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	(1)都条例139号第23 条	С
10 指定障害児通所支 援事業者等との連 携等	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との密接な連携に努めているか。	(1)都条例139号第24 条第1項	С
	2	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその 家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う 者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携 に努めているか。	(1)都条例139号第24 条第2項	С
11 サービスの提供の 記録	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。		B又はC
	2	指定児童発達支援事業者は、1の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定 児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	(1)都条例139号第25 条第2項	С
12 指定児童発達支援 事業者が通所給付 決定保護者に求め ることのできる金 銭の支払の範囲等	1	指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13の1から3に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。		С
	2	1の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の1から3までに掲げる支払については、この限りでない。)		С
13 通所利用者負担額 の受領	1	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。	(1)都条例139号第27 条第1項	С

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	2	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通 所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受け ているか。		С
	3	指定児童発達支援事業者は1及び2の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のアからウまで(アにあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	条第3項	С
		ア 食事の提供に要する費用		
		イ 日用品費		
		ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に 負担させることが適当と認められるもの		
	4	指定児童発達支援事業者は、1から3までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	(1)都条例139号第27 条第4項	С
	5	指定児童発達支援事業者は、3の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通 所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決 定保護者の同意を得ているか。		С
14 利用者負担額に係 る管理	1	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者に通知しているか。	条	С
15 障害児通所給付費 の額に係る通知等	1	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。		С
	2	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援 費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他 必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付し ているか。	条第2項	С
16 指定児童発達支援 の取扱方針	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、当該障がい児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。		B又はC
	2	指定児童発達支援事業所は、障がい児が自立した社会生活を営むことができるよう、障がい 児及び通所決定給付保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	(1)都条例139号第30 条第2項	С

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	3	指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定 保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援 上必要な事項に、児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいる か。		С
	4	指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童 発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、 指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容 としているか。	条第4項	С
	5	指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。	(2)都条例139号第30 条第3項	B又はC
	*	福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的(少なくとも3年に1回以上)に受審しているか。	(4) 平成24年9月7日24 福保第638号「東京都 における福祉サービ ス第三者評価につい て(指針)」	A
	6	指定児童発達支援事業者は、3により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下当該児の通所給付決定保護者による評価(以下当該(6)及び(7)において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。	(1)都条例139号第30 条第6項	B又はC
		ア 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の 適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況		
		イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況		
		ウ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況		
		エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況		
		オ 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報 の提供、助言その他の援助の実施状況		
		カ 緊急時における対応方法及び非常災害対策		
		キ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況		
	7	指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに(6)に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。		B又はC

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
17 児童発達支援計画 の作成等	1	指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通 所支援計画(児童発達支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。	(1)都条例139号第11 条第2項	С
	2	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身共に健やかに育成されるよう当該障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。		С
	3	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児 に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当 該通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。		С
	4	児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び当該障がい児に対する支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向並びに総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を児童発達支援計画の原案にも含めるよう努めているか。		B又はC
	5	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。この場合において、当該会議はテレビ電話装置その他情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。		B又はC
	6	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者 に交付しているか。		С
	7	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。)を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。		С
	8	児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。	(1)都条例139号第12 条第8項	С
		ア 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。		
		イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	9	児童発達支援計画に変更のあった場合、2から6に準じて取り扱っているか。	(1)都条例139号第12 条第9項	С
18 児童発達支援管理 責任者の責務	1	児童発達支援管理責任者は、17に規定する2から8業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談及び援助を行うこと。	(1)都条例139号第12 条第1項	B又はC
		イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。		
19 相談及び援助	1	指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な 把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言 その他の援助を行っているか。		B又はC
20 支援	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、障がい児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障がい児の適性に応じ、障がい児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行っているか。	条第1項	С
	2	指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。	(1)都条例139号第32 条第2項	С
	3	指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児にかかる通所給付決定保護者 の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていない か。	(1)都条例139号第32 条第3項	С
	4	指定児童発達支援事業者は、1から3までに規定するもののほか、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。		В
21 食事	1	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)において、障がい児に食事を提供するときは、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。また、その献立は、可能な限り変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	条第1項	В
	2	調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。	(1)都条例139号第33 条第2項	С
	3	指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	(1)都条例139号第33 条第3項	В
22 社会生活上の便宜 の供与等	1	指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	(1)都条例139号第34 条第1項	В
	2	指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	(1)都条例139号第34 条第2項	В

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
23 健康管理	1	指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターであるものに限る。)は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法第11条、第13条及び第17条に規定する健康診断に準じて行っているか。	条第1項	С
		なお、指定児童発達支援事業者は、次に掲げる健康診断が行われた場合には、上記の健康診断にかかわらず、下記の全部又は一部を行わないことができる。		
		ア 児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断 障がい児の通所開始時の健康診断		
		イ 障がい児が通学する学校における健康診断 定期健康診断又は臨時の健康診断		
	2	指定児童発達支援事業所は、従業者の健康診断に当たっては、十分に注意を払っているか。	(1)都条例139号第35 条第2項	С
24 緊急時等の対応	1	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。		С
25 通所給付決定保護 者に関する区市町 村への通知	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。		B又はC
26 管理者の責務	1	管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に 行っているか。	(1)都条例139号第11 条第1項	B又はC
	2	管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。	(1)都条例139号第11 条第3項	С
27 運営規程	1	指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。	(1)都条例139号第13 条	B又はC
		ア 事業の目的及び運営の方針		
		イ 従業者の職種、員数及び職務の内容		
		ウ 営業日及び営業時間		
		工 利用定員		
		オ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその 額		
		カ 通常の事業の実施地域		
		キ サービス利用に当たっての留意事項		
		ク 緊急時等における対応方法		
		ケ 非常災害対策		
		コ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類		
		サ 虐待の防止のための措置に関する事項		
		シ その他運営に関する重要事項		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
28 勤務体制の確保等	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供できるよう、 各指定児童発達支援事業所において、当該児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めて いるか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者 との兼務関係等を明確にしているか。	条第1項 (2) 障発0330第12通知	С
	2	指定児童発達支援事業所は、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。)	条第2項	С
	3	指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に 確保しているか。	条第3項	B又はC
	4	指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じているか。	条第4項	В又はС
28 業務継続計画の策 の2 定等	1	指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童 発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以 下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じている か。		В又はС
	2	指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施しているか。	(1)都条例139号第14 条の2第2項	B又はC
	3	指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行っているか。	(1)都条例139号第14 条の2第3項	B又はC
29 定員の遵守	1	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 (原則として、利用定員を超えた障がい児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障がい児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。)	条 (2)障発0330第12通知 第三の3(29)①	С
		(1) 一日当たりの障がい児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。	(1) 障発0330第12通知 第三の3 (29) ② (2) 障発0330第16通知 第二1 (5)	

項目	基本的な考え方 (観点)	関係法令等	評価区分
	(2) 過去3ヶ月間の障がい児の数 直近の過去3月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100 分の125を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の障がい児の延べ数が、定員の数に3を加 えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。		
30 非常災害対策	全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。(※階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所)		В
	物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよ う努めているか。	(1)建築物の耐震改修 の促進に関する法律 第16条第1項、第5条 第3項第1号、同法律 施行令第3条	В
			В又はС
	4 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	(1)都条例139号第51 条第2項	B又はC
	5 指定児童発達支援事業者は、4に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	(1)都条例139号第51 条第3項	B又はC
	また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3 第1項及び第2項、第5 項 (2) 土砂災害警戒区域 等における土砂災害 防止対策の推進に関 する法律第8条の2第1 項及び第2項、第5項	B又はC

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
31 安全計画の策定等	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていいるか。	条の2第1項	B又はC
	2	指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画に周知するとともに、前項の研修及び 訓練を定期的に実施しているか。	(1)都条例139号第51 条の2第2項	B又はC
	3	指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容当について周知しているか。	(1)都条例139号第51 条の2第3項	B又はC
	4	指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	(1)都条例139号第51 条の2第4項	В
32 自動車を運行する 場合の所在確認	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外の活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。		B又はC
	2	指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案して、これと同程度に障がい児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障がい児の降車の際に限る)を行っているか。	条の3第2項	С
33 衛生管理等	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。		С
	2	指定児童発達支援事業者は、事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延の防止のため、規則で定める次の措置を講じているか。	(1)都条例139号第39 条第2項 (2)都規則167号第8条 の2	В又はС
		ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に 開催(テレビ電話装置等を活用しての開催も可能)するとともに、その結果につい て、従業者に十分に周知すること。		
		イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		
		ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を 定期的に実施すること。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	3	指定児童発達支援事業者は、次の点に留意しているか。	(1)障発0330第12通知 第三の3(31)①	B又はC
		ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保 健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。		
		イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。		
		ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。		
34 協力医療機関	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	(1)都条例139号第40 条	С
35 掲示	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め られる重要事項を掲示もしくは備え付けしているか。	(1)都条例139号第41 条	B又はC
36 身体拘束等の禁止	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。		В
	2	指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。	(1)都条例139号第42 条第2項	B又はC
	3	指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める次の措置を講じているか。	(1)都条例139号第42 条第3項	С
		ア 身体拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催(テレビ電話 装置等を活用しての開催も可能)するとともに、その結果について、従業者に十分に 周知すること。		
		イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		
37 虐待等の禁止	1	指定児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2 条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1)都条例139号第43 条第1項	С
	2	指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める次の措置を 講じているか。	(1)都条例139号第43 条第2項	
		ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催(テレビ電話装置等を 活用しての開催も可能)するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する こと。		
		イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		
		ウ 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
38 秘密保持等	1	管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1)都条例139号第45 条第1項	С
	2	指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		B又はC
	3	指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他福祉サービスを提供する者に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	(1)都条例139号第45 条第3項	С
39 情報の提供等	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	(1)都条例139号第46 条第1項	B又はC
	2	指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(1)都条例139号第46 条第2項	B又はC
40 利益供与等の禁止	1	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等 又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介 することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		С
	2	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等 又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財 産上の利益を収受していないか。		С
41 苦情解決	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。		B又はC
	2	指定児童発達支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	(1)都条例139号第48 条第2項	С
	3	指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。	条第3項	С
	4	指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条に規定する運営適正委員会が行う調査又は あっせんにできる限り協力しているか。	(1)都条例139号第48 条第4項	С
42 地域との連携等	1	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との 連携、協力等により地域との交流に努めているか。	(1)都条例139号第49 条第1項	B又はC
	2	指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、 指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉 に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保 育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を 営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うように努めているか。	条第2項	B又はC

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
43 事故発生時の対応	1	指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況及び処置について、記録しているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。		С
		ア 死亡事故(誤嚥によるもの等) イ 入院を要した事故(持病による入院等は除く) ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告) オ 無断外出(警察・消防等の他の機関が関わったもの) カ 感染症の発生	(2)令和6年5月9日付6 福保障施第499号「施設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について」(通知)	
		キ 事件性のあるもの(職員による暴力事件等) ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生(不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等)		
		コ 区市町村に虐待通報をした場合(通報した内容等) サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの		
	2	指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(1)都条例139号第50 条第2項	С
	3	外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、 関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。	(1) 平成28年9月15日 付雇児総発0915第1号 外「社会福祉施設等 における防犯に係る 安全の確保につい て」	В又はС
44 会計の区分	1	指定児童発達事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童 発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1)都条例139号第52 条	С
45 記録の整備	1	指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	(1)都条例139号第53 条第1項	В
	2	指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。	(1)都条例139号第53 条第2項	B又はC
		ア 11の1に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 イ 17の児童発達支援計画		
		ウ 25の規定による区市町村への通知に係る記録		
		エ 34の2に規定する身体拘束等の記録		
		オ 40の2に規定する苦情の内容等の記録		
		カ 42の1に規定する事故の状況及び処置についての記録		

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
第5 届出等			
1 変更の届出	1 指定児童発達支援事業者は、児童福祉法施行規則第18条の35第1項第1号及び第18条の27第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号、第8号、第12号及び第14号に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	の20第3項	ВХはС
	※指定児童発達支援事業者が変更の届出を要する事項	10% 021 371 5	
	ア 事業所の名称及び所在地		
	イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及 び職名		
	ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等		
	エ 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要		
	オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
	力 運営規程		
	キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項		
	2 1の届出であって、指定児童発達支援の利用者の定員の増加に伴う場合、当該指定児童発達支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。	(1)児福法施行規則第 18条の35第2項	B又はC
2 業務管理体制の整 備	1 指定児童発達支援事業者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。		С
	ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等(指定児 童発達医療機関の設置者を除く。)	(3) 児福法施行規則第 18条の37	
	(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。) を選任しているか。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
		イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等(指定 児童発達医療機関の設置者を除く。)		
		(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定児童発達医療機関の設置者 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。		
	2	指定児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定障害児通所支援事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表 者の氏名、生年月日、住所及び職名	の26第2項及び第3項	С
		イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日		
		ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所及 び施設 の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定医療機関の設置者に限 る。)		
		エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定児童発達医療機関設置者に限る。)また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。		
		また、届け出た内容に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出て		С
第6 障害児通所給付費 の算定及び取り扱い		いるか。	児福法第21条の5の3	
1 基本事項	1	指定児童発達支援に要する費用の額は、平24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所 給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労 働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。		С
	2	1の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	(1) 平24厚労告122の 二	
2 児童発達支援給付 費	1	児童発達支援給付費(平24厚労告122別表第1の1のイ)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障がい児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。また、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位を算定しているか。		С

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	児童発達支援給付費(平24厚労告122別表第1の1のロ)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障がい児の障がい種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。		С
	児童発達支援給付費(平24厚労告122別表第1の1のハ)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。		С
	イ及びロの算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を 行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児 童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定している か。	(1)平24厚労告122別 表第1の1の注2の5	С
	児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要があるなどの理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると区市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定しているか。		С
		(1) 平24厚労告122別 表第1の1の注3 (2) 障発0330第16通知 第二の1(6)、(7) 及び (8)	С
	 ① 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 ② 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50 イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合 ① その翌々月から解消に至った月までの間 100分の70 ② 減算が適用された月から⑤月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用 		

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	ウ 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 ① 児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月未満の場合 100分の70		
	② 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用れた3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50	さ	
	エ 指定児童発達支援の提供に当たっては、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準 54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に基づき、おおむね 年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価が行わ れ、その結果等の公表が適切に行われていない場合 100分の85		
	オ 下記のいずれかの定員超過に該当する場合 100分の70		
	① 1日の障がい児の数が、利用定員50人以下の場合は当該利用定員に100分の150乗じて得た数が、利用定員が51人以上の場合は利用定員に、当該利用定員か50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を、それぞれ超過している場合	ò	
	② 過去3か月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に10分の125を乗じて得た数を超過している場合ただし、定員11人以下の場合は、 用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超過している場合		
	8 営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に 生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。	:厚 (1) 平24厚労告122別 表第1の1の注4	С
3 身体拘束廃止未実 施減算	5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の36の(2)又は(3 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定 位数から減算しているか。		С
4 虐待防止措置未実 施減算	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の37の(2)に規定す 基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から 算しているか。		
5 業務継続計画未実 施減算	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の28の2の(2)に規 する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数 ら減算しているか。		
6 情報公表未実施減 算		(1) 平24厚労告122別 表第1の1の注2の6	
7 中核機能強化事業 所加算	1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している者として都道府県知事に届け出た指定 童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が指定児童発達支援を行った場合に あっては、中核機能強化事業所加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応 て1日につき平24厚労国122別表第1の1の注7のイからハまでに掲げる単位数を所定単位数 加算しているか。ただし、平厚労告122別表第1の1の注7に掲げるその他の加算は算定しな い。	表第1の1の注7	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)		評価区分
	2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している者として都道府県知事に届け出た指定児 童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が指定児童発達支援を行った場合に あっては、中核機能強化事業所加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ て1日につき平24厚労国122別表第1の1の注7のイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算 しているか。	(1)平24厚労告122別 表第1の1の注7の2	
8 児童指導員加配加算	1 常時見守りが必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の家族等に対して障がい児への関わり方に関する助言を行う党の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる員数 ((9)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注8のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。		С
9 専門的支援体制加算	1 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員による支援が必要な障がい児に対する支援及びその障がい児による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき平24 厚労告122 別表第1の1の注9のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24 厚労告122 別表第1の1の注3 の(2)を算定している場合は、加算しない。		С
10 看護職員加配加算	1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定 児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算とし て、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注10のイ、ロの単位数を所定単位数に加算してい るか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1の注10に掲げるいずれかの加算を算定している場合に あっては、平24厚労告122別表第1の1の注10に掲げるその他の加算は算定しない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の1の注10	С
	6 指定児童発達支援の単位(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち、人工内耳を装用している障がい児に対して、指定児童発達支援を行っまた場合に、人工内耳装用児加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注7のイからニまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。		С

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
11 家族支援加算	1	指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援事業所の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問、もしくはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し就学時及びその家族等(就学時のきょうだいを含む。)に対する相談援助等を行った場合に、平24厚労告122別表第1の2のイ又はロそれぞれについて、1日につき1回又は1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、多機能型事業所に該当する場合には、障がい児及びその家族等について平24厚労告122別表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。		B又はC
12 子育てサポート加 算	1	指定児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童 発達支援とあわせて、障がい児の家族等に対して、児童発達支援事業所従業者が指定児童発 達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障がい児の特性やその 特性を踏まえたこどもの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障がい児の特性や その特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、 1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	表第3の2の2の注	B又はC
13 食事提供加算	1	食事提供加算(I) 児童発達支援センターにおいて中間所得者の通所給付決定に係る障がい児に対し、利用する 障がい児の栄養面や特性に応じた配慮を行い、食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日 までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第1の3の注	B又はC
	2	食事提供加算(Ⅱ) 児童発達支援センターにおいて低所得者等の通所給付決定に係る障がい児に対し、利用する 障がい児の栄養面や特性に応じた配慮を行い、食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日 までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平24厚労告122別 表第1の3の注	
14 利用者負担上限額 管理加算	1	指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通 所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	(1)平24厚労告122別 表第1の4の注	B又はC
15 福祉専門職員配置 等加算	1	福祉専門職員配置等加算(I) 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている 従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合 が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所におい て、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第1の5の注1	В又はС
	2	福祉専門職員配置等加算(II) 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている 従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合 が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所におい て、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定し ないこと。		B又はC

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	3	福祉専門職員配置等加算 (III) 次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行なった場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉専門職員配置等加算 (I) 又は (II) を算定している場合は、算定しない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の5の注3	B又はC
		ア 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業		
		者の割合が100分の30以上であること。		
16 栄養士配置加算	1	栄養士配置加算(I) 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児 童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につ き所定単位数を加算しているか。	(1)平24厚労告122別 表第1の6の注1	B又はC
		ア 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。		
		イ 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理 を行っていること。		
	2	栄養士配置加算(II) 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、 1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、栄養士配置加算(I)を算定している場合は、算定しない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の6の注2	B又はC
		ア 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。		
		イ 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理 を行っていること。		
17 欠席時対応加算	1	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障がい児等が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童発達支援等の従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のハを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障がい児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	表第1の7の注	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
18 専門的支援実施加 算	1 理学療法士等による支援が必要な障がい児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を算定しているか。ただし、平24 厚労告122別表第1の1の注3の(2)又は1の注11のイ若しくは口を算定していない場合は、加算しない。		ВХはС
19 強度行動障害児支 援加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障がい児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のハを算定している場合は、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。		В又はС
20 集中的支援加算	1 こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの(以下、「広域的支援人材」という。)を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第1の8の3の注	В又はС
21 人工內耳装用児支 援加算	1 人工内耳装用支援加算(I) 別にこども家庭庁長官が定める施設適合基準に適合するものとして言語聴覚士を1以上しているものとして都道府県知事に届け出た指に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第1の8の4の注1	В又はС
		(1)平24厚労告122別 表第1の8の4の注2	В又はС
22 視覚・聴覚・言語 機能障害児支援加 算	1 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある障がい児(以下「視覚障害児等」という。)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	(1)平24厚労告122別 表第1の8の5の注	B又はC
23 個別サポート加算	1 個別サポート加算(I) 重症心身障がい児、身体に重度の障がいがある児童、重度の知的障がいがある児童又は精神に重度の障がいがある児童に対し、指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のハを算定している場合は、加算しないこと。	(1) 平24厚労告122別 表第1の9の注1	B又はC

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	2	個別サポート加算(II) 要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)又は要支援児童 (同条第5項に規定する要支援児をいう。以下同じ。)であって、その保護者の同意を得 て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の 主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業 所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算している か。	(1)平24厚労告122別 表第1の9の注2	B又はC
24 入浴支援加算	1	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定 児童発達支援事業所において、スコア票の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要と する状態である障がい児(平24厚労国122別表第3を除き、以下「医療的ケア児」とする。) 又は重症心身障がい児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る 支援を行った場合に、1月に8回を限度として、所定単位数を加算しているか。		В又はС
25 医療連携体制加算	1	医療連携体制加算 (I) 医療機関との連携により、看護職員(保健師、助産婦、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c 又は1のハを算定している障がい児については、算定しない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の10の注1	В又はС
	2	医療連携体制加算(II) 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護職員に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(1)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c で、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c ではない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の10の注2	ВУЦС
	3	医療連携体制加算(III) 医療連携体制加算(III) 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1 回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(1)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは c 又は1のハを算定している障がい児については、算定しないこと。	(1) 平24厚労告122別 表第1の10の注3	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	4 医療連携体制加算(IV) 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、当該看護を受けた障がい児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為必要とする状態である障がい児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。		ВХСС
	5 医療連携体制加算(V) 医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする障がい児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、当該看護を受けた障がい児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。	(1) 平24厚労告122別 表第1の10の注5	ВХСС
	6 医療連携体制加算(VI) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者という。以下同じ。)に喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc、又は1のハを算定している場合は、算定しない。		B又はC

項目	基本的な考え方 (観点)	関係法令等	評価区分
	7 医療連携体制加算(Ⅶ) 喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障がい児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障がい児であるとき又は別表第1の10のイ若しくは口を算定している場合は、算定しない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の10の注7	
26 送迎加算	1 障がい児(平24厚労告122別表第1の11のイ又はハを算定している障害児を除く。以下第7の26(1)から(5)までにおいて同じ。)を除く。)に対して行う場合については、その居宅等と指定児童発達支援事業所等と障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して行う場合については、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。		B又はC
	2 平24厚労告122別表第1の11のイを算定している指定児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の11の注1の3に規定する単位を所定単位数に加算している時は、算定しない。	(1) 平24厚労告122別 表第1の11の注1の2	
	3 平24厚労告122別表第1の11のイを算定している指定児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所であり、送迎した障害児がた中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。		
	4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定 児童発達支援事業所において、重症心身障がい児又は医療的ケア児である障害児に対して、 その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数 を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の11のロの(2)を算定しているとき は、算定しない。	表第1の11の注2	
	5 平24厚労告122別表第1の11のロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設 基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中 重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送 迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	表第1の11の注3	
	6 1から4については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
27 延長支援加算	1	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障がい児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下第7の19において「延長支援」という))等を行う場合に、障がい児の障がい種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間という。以下この項において同じ)に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。		ВХСС
28 関係機関連携加算	1	関係機関連携加算(I) 保育所その他の障がい児が日常的に通う施設(以下第7の20の(1)及び(2)において「保育所等施設」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設のとの間で当該障がい児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第1の12の2の注1	ВХСС
	2	関係機関連携加算(II) 障がい児が通う保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を 得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害 児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及 び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算している か。		B又はC
	3	関係機関連携加算(Ⅲ) 指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この項において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、障害児及びその家族等について、同一月に平24厚労告122別表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。		ВХЦС
	4	関係機関連携加算(IV) 障がい児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は 就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あら かじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等の連絡調整及び相談援助を行った場合 に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。		
29 事業所間連携加算		指定児童発達支援事業所において、児福法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める 障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障がい児が、複数の指 定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家 庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に 従い、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	表第1の12の2の注5	В又はС

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	※別にこども家庭庁長官が定める基準の内容は以下のとおりである。 障がい児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障がい児について、事業所間で連携し児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。	(1)障発0330第16通知 第二2(1)1⑤3	
	事業所間連携加算の対象となる障がい児 区市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業所が作成する計画案に代え て、当該事業所以外の者が作成するセルフプランが提出されている障がい児であって、複数 の指定児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障がい児であ ること(以下「加算対象児」という)。	(1)障発0330第16通知 第二2(1)1億3 (一)	
	事業所間連携加算(I)は、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 ア 区市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定児童発達支援事業所等であるか。	(1) 障発0330第16通知 第二2(1) 1 ⑤ 3 (二)	B又はC
	イ コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する 他の指定児童発達支援事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の 状況、生活環境等の情報及び加算対象児の通所支援計画の共有並びに支援の連携を目 的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図っているか。会議は、テレビ電話装置 等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての 事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じた場合にも、本加算の 算定を可能とするが、この場合、当該欠席する事業所と事前及び事後に加算対象児及 び会議に関する情報共有及び連絡調整を行うよう努めているか。		
	ウ 会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、区市町村、加算対象児の保護者に共有しているか。また、障がい児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告しているか。		
	エ 加算対象児の保護者に対して、ウで整理された情報を踏まえた相談援助を行っている か。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能である。		
	オ ウで整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえ た支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直しているか。		
	事業所間連携加算(Ⅱ)は、コア連携事業所以外の事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。	(1) 障発0330第16通知 第二2(1)1⑤3 (三)	B又はC
	ア 加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定放課後等デイサービス事業所等であるか。 イ コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、		
	通所支援計画をコア連駅事業所に共有しているか。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には、本加算の算定を可能とする。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	4	ウ 2のウでコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直しているか。 本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリング同様の頻度(概ね6月に1回以上)で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。	第二2(1)1⑮3 (四)	
	5	加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は適用されない。この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められる。		
30 保育・教育等 支援加算	移行 1	指定児童発達支援事業所の従業者が、障がい児が当該指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所等(以下「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活について助言(以下この項において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該障がい児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障がい児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。	表第1の12の4の注1	B又はC
	2	移行先に通うことになった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	(1)平24厚労告122別 表第1の12の4の注2	
	3	移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障がい児について、退所 後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を 加算しているか。		
31 福祉・介護職 遇改善加算	員処 1	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所が、就学児等に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を指定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 【令和6年5月31日まで算定可能】	表第1の13の注	B又はC
		ア 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数		
		イ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数		
		ウ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 第6の2から30までに算定した単位数の100分の33に相当する単位数		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
32 福祉·介護職員等 特定処遇改善加算	7 1	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市長村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定していないか。 【令和6年5月31日まで算定可能】	表第1の14の注	ВХはС
	,	ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)		
		第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数		
	-	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		
		第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数		
33 福祉・介護職員等 ベースアップ等支 援加算	<u> </u>	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業者が、障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合は、第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 【令和6年5月31日まで算定可能】	(1) 平24厚労告122別 表第1の15の注	B又はC
34 福祉・介護職員等 処遇改善加算 【※令和6年6月1 日以降に提供した サービスに適用】	(1 1	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定児童発達支 援事業所が、利用者に対し指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従 い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加 算を算定していないか。		В又はС
		(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数		
	1	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数		
		(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数		
		(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数		
	1000	令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長いる福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定児童発達支援事業所(1)の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。	表第1の13注2 (2)障発1031001通知 第二2(1)⑯	ВХはС
		(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(1) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数		
		(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(2) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	(3)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(3) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数		
	(4)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(4) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数		
	(5)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(5) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数		
	(6)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(6) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数		
	(7)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(7) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数		
	(8)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(8) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数		
	(9)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(9) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数		
	(10)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(10) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数		
	(11)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(11) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数		
	(12)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(12) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数		
	(13)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数		
	(14)	福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14) 第6の2から30までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数		
	*	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。		
	1	福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金 改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金 改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加 分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算 定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な 措置を講じていること。		
		(一) 当該指定児童発達支援事業所(障害児通所給付費等単位数表第1の1に 規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)が仮に福祉・介 護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる 額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるも のであること。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	(2)	(二) 当該指定児童発達支援事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善が困難である場合はこの限りでないこと。 当該指定児童発達支援事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届出ていること。		
	(3)	福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図る ために当該指定児童発達支援事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善 分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事 に届け出ること。		
	(4)	当該指定児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇 改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。		
	(5)	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、 最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反 し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		
	(6)	当該指定児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		
	(7)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃に関するものを含む。)を定めていること。		
		(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に 係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。		
		(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定 の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。		
		(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知 していること。		
	(8)	(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃 金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費 用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。		
	(9)	(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。		
	(10)	児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ) までのいす れかを届け出ていること。		
		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) D(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<i>/</i>	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)の←及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) イの(1)の(-)、(2)から(6)まで、(7)の(-)から(四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ホ	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年こども家庭庁告示第3号)による改正前の障害児通所給付費等単位数表(以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		
		(2) イの(1)の口及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	^	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。		
		(2) イの(1)の(二、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(回まで及び(8)から(10)までに掲げる基準 のいずれにも適合すること。		
	F	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		
		(2) イの(1)の口及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	チ	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。		
		(2) イの(1)の□、(2)から(6)まで、(7)の□から回まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	У	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	(1) (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所; 達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・ 等支援加算を届け出ていないこと。	Ⅱ)及び福祉・介護職員等	
	(2) イの(1)の□、(2)から(6)まで、(7)の□から四まで及び(8 のいずれにも適合すること。	8)から(10)までに掲げる基準	
	ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給代支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II) を届け出ており、かつ、福祉・介支援加算を届け出ていないこと。)及び福祉・介護職員等特	
	(2) イの(1)の(□、(2)から(6)まで、(7)の(→)から四まで、(8)及れにも適合すること。	とび(9)に掲げる基準のいず	
	ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアッフ ること。)、福祉・介護職員等特定	
	(2) イの(1)の(二、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる ること。	5基準のいずれにも適合す	
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責 祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を b aの要件について書面をもって作成し、 知していること。	を定めていること。	
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関 計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し b aについて、全ての福祉・介護職員に周	していること。	
	ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及びアップ等支援加算を届け出ていないこと。)を届け出ており、かつ、	
	(2) イの(1) (→及び口に係る部分を除く。)及び(2)から(8 れにも適合すること。	別までに掲げる基準のいず	
	ワ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	(1)	令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。		
	(2)	(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(3)	次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
		(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること		
		(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		・介護職員等処遇改善加算(V)(10) に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1)	令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達 支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特 定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等 支援加算を届け出ていないこと。		
	(2)	イの(1)の(二、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(3)	次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
		(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		・介護職員等処遇改善加算(V)(I) に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1)	令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		
	(2)	イの(1) (←)及び口に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の←)から四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		

項目		基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	タ	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(III)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		
		(2) イの(1)の口、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合するこ		
		(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
		(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
	V	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。		
		(2) イの(1) (一及び口に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
		(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
		(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
	ソ	福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
		(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	(2) イの(1) (一)及び口に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福 祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知 していること。		
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		